

報告事項 4 資料 1

平成 30 年度使用
山梨県教科用図書採択に関する答申

山梨県教科用図書選定審議会

質問第一項

平成29年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

1 小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択基準について

2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」の採択基準について

諮詢第一項

平成29年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」並びに「同法施行規則」の示すことに基づくほか、次により行う。

- ・ 学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、県教育委員会の提供する採択参考資料を活用するとともに、児童生徒や地域の実態等を考慮し、十分な調査研究のもとに採択を行う。
- ・ 採択地区の市町村教育委員会（市町村の組合を含む。以下同じ）は、地区採択協議会を設け、教科に関する専門的な観点から調査研究を実施し、採択を行う。
- ・ 採択権者は公正確保の徹底を図るとともに、自らの権限と責任において適正な採択を行う。

1 小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、児童に生きる力を育むことを目指し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養う内容や形式になっていくか。

(1) 内容

- ① 内容が学習指導要領に示された目標を実現させるために、適切なものであること。
 - ・ 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習の内容が、適切に取り上げられていること。
 - ・ 言語活動を充実する学習が進められるよう配慮されていること。
 - ・ 情報モラルや現代的な課題について学習ができるよう配慮されていること。
- ② 内容の程度が児童の実態に応じていること。
 - ・ 心身の発達段階に適応しており、心身の健康や安全及び健全な情操の育成に必要な配慮を欠くところのないこと。
 - ・ 学年間の関連が配慮され、児童の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③ 内容の構成・配列が適切であること。
 - ・ 系統的、発展的に構成されており、相互の関連は適切であること。
 - ・ 道徳的実践につなげられるよう配慮されていること。
- ④ 内容が地域の実態に応じ得るよう配慮されていること。
 - ・ 各地域の実態や児童の生活に広く適応できるよう工夫されていること。

(2) 形式

- ① 表記や表現が適切であること。
 - ・ 表記が児童にとって分かりやすいこと。
 - ・ 文字、用語、記号などの表記が適切であること。
 - ・ 插絵、写真などが適切なものであること。
- ② 学習に必要な資料への配慮が適切になされていること。
 - ・ 資料が学習内容の理解や問題の解決に役立ち、学習意欲を喚起するように工夫され、活用されやすいものであること。

2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、「生きる力」を育むことができる内容や形式になっているか。

(1) 内容

- ① 内容が目標を達成させるために適切なものであること。
 - ・ 知識・理解を得させるために適切な配慮がされていること。
 - ・ 関心・意欲・態度を養うために適切な配慮がされていること。
 - ・ 基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
 - ・ 伝統・文化や環境についての学習が進められるよう配慮されていること。
- ② 内容の程度が児童生徒の実態に応じていること。
 - ・ それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
 - ・ 児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③ 内容の組織・配列・分量が適切であること。
 - ・ 意欲的な学習が展開できるよう配慮されていること。
- ④ 内容が地域の実態に応じ得るよう配慮されていること。
 - ・ 各地域の実態や児童生徒の生活に広く適応できるよう工夫されていること。

(2) 形式

- ① 表記や表現が適切であること。
 - ・ 表現が児童生徒にとって分かりやすいこと。
 - ・ 図形、挿絵、写真が児童生徒にとって適切なものであること。
 - ・ 活字などの大きさ・字間・行間が読みやすく工夫されていること。
- ② 装丁が適切であること。
 - ・ 本の大きさ、紙質等が工夫されていること。
 - ・ 製本、装丁が丈夫であること。

詮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」を採択する採択権者に供する採択参考資料について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮詢第二項 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

1 小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

(1) 調査員

山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、専門的な調査研究を行うため、
調査員を7人おく

(2) 調査研究の内容

教科用図書採択権者に供する採択参考資料の作成

(3) 調査研究に対する基本的な考え方

- ① 偏りのない公正な立場で調査研究を行う。
- ② 調査研究の資料をとおして、教科用図書の特徴が明らかになるように配慮する。
- ③ 記述にあたっては、教科用図書の内容を具体的に取り上げるようにし、調査員の主観に陥らないようとする。
- ④ 採択の関係者が、見やすく分かりやすいように配慮する。

(4) 調査研究の観点

- ① 児童が自己の生き方について考えを深める学習を行えるように工夫されているか。
- ② 児童の実態や地域の実態に応じられるよう工夫されているか。
- ③ 「主として自分自身に関すること」「主として人との関わりに関すること」「主として集団や社会との関わりに関すること」「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の視点に含まれる全ての内容項目が、適切に構成・配列されているか。
- ④ 表記や表現、写真や挿絵等が適切であり、教材の内容を把握して道徳的価値の理解を図るよう工夫されているか。

2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

(1) 調査員

山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、専門的な調査研究を行うため、調査員を6人おく。

(2) 調査研究の内容

教科用図書採択権者に供する採択参考資料の作成

(3) 調査研究に対する基本的な考え方

- ① かたよりのない公正な立場で調査研究を行う。
- ② 調査研究の資料をとおして、教科用図書の特徴が明らかになるように配慮する。
- ③ 記述にあたっては、教科用図書の内容を具体的に取り上げるようにし、調査員の主観に陥らないようにする。
- ④ 採択の関係者が、見やすくわかりやすいように配慮する。

(4) 調査研究の観点

- ① 一人一人の児童生徒の障害の状態及び特性に応じて、実際的で具体的な学習が進められるように、教材の選定などについて工夫されているか。
- ② 児童生徒の興味・関心を考慮し、学習意欲を引き出すような内容になっているか。
- ③ 児童生徒の生活や経験に基づいた内容であり、実際の生活に生かすことができるよう配慮されているか。
- ④ 教材の分量・提示の仕方が適切であるか。
- ⑤ 表記・表現・装丁が適切であるか。

以上の調査研究に基づいて作成した教科用図書採択参考資料は別添のとおりです。なお、この採択参考資料は山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、山梨県教育委員会が任命した調査員に調査研究を行わせ作成したものであります。

諮詢第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮詢第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

義務教育諸学校における採択権者は、自らの判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、採択を適切に行うこと。また、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすため、積極的に情報の公開に努めること。

1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について

(1) 小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」を採択する場合

① 採択地区協議会

採択地区内の市町村は、教科用図書の共同採択を行うため採択地区協議会を設置し、共同調査・研究を行う。

② 採択地区協議会の構成

ア 採択地区協議会の委員は、地区内の市町村教育委員会の教育長及び市町村教育委員会の連合体の代表をもって構成する。また、採択により広い視野からの意見を反映させるため、地域の実情に応じて、保護者代表等を加えるよう努めること。

イ 採択地区協議会に会長及び副会長1名をおき、それぞれ委員の互選により選任する。

③ 採択地区協議会の所掌

地区内の市町村立の小学校において使用する教科用図書「特別の教科 道徳」について協議して同一の教科用図書を決定する。

④ 事務局

ア 採択地区協議会の関係事務を処理するため事務局をおくこと。

イ 事務局に事務局員若干名をおくこと。

⑤ 教科用図書の調査

採択地区協議会には、教科用図書の選定に必要な専門的事項について調査研究などをを行うための組織をおくものとする。

⑥ 学校の意見

各学校において展示会の開催中に行われた教科用図書の研究に基づく希望意見などを、採択地区協議会で参考にすることができる。

⑦ 市町村教育委員会が単独で採択する場合

採択地区協議会に準じた組織において適切に採択を行うこと。

(2) 特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合

特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会は、各学校の実態を把握するなかで、適切な教科用図書を採択する。

なお、市町村教育委員会は、それぞれ採択協議会を設置し、十分な調査研究を行うことが望ましい。

2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について

採択の協議が整わない場合の措置

- (1) 採択の協議が整わない場合は、県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定すること。
- (2) 投票によって採決するようなことは避けること。

3 採択の公正確保について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに「同法施行に伴う事務処理に関する通知」に基づいて、県教育委員会は教科用図書採択に関する公正確保についての指導を行うこと。また、市町村教育委員会等各採択権者はそれを受け、教科用図書採択の公正確保に努めること。

(1) 指導の方法及び内容について

① 文書等による指導

「教科書採択における公正確保の徹底等について」等の文書指導を行い、県教育委員会及び市町村教育委員会をとおして、各学校における公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

② 説明会等による指導

教科用図書採択に関する説明会等をとおして、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

③ 訪問、面接等による指導

指導主事による学校訪問等のおり、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

(2) 情報公開について

採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障をきたさない範囲内で、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公開を行うこと。

詮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成30年度使用教科用図書の採択について

諮詢第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成30年度使用教科用図書の採択について

県教育委員会は、県立特別支援学校（小学部及び中学部）において使用する教科用図書について、学校ごとに校内調査委員会を設置し、教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして、採択を行うものとする。